

関西|労災|職業病

関西労働者安全センター

2021. 6.10発行〈通巻第522号〉200円

〒550-0001 大阪市西区土佐堀1丁目6-3
JAM西日本会館5階 市民オフィス内
TEL.06-6476-8220 FAX.06-6476-8229
郵便振替口座 00960-7-315742
近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284
E-mail : info@koshc.jp
ホームページ : <http://koshc.jp/>



MOCAによる膀胱がん、初の労災認定 イハラケミカル工業2人と埼玉でも2人	2
建設アスベスト訴訟、原告と基本合意 「建設アスベスト給付金法」が成立	5
死ぬまで元気です vol.37 右田孝雄	9
すすむ特別加入業種の拡大がもたらすもの 特別加入者で複数事業労働者という選択肢	11
韓国からのニュース	16

MOCAによる膀胱がん、初の労災認定

イハラケミカル工業2人と埼玉でも2人

MOCAによる膀胱がんについて、今年1月に4件が労災認定されていたことが、厚生労働省ホームページ（HP）に掲載された資料からわかった。MOCAによる労災の初めての認定事例である。

静岡県のイハラケミカルでMOCA（3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン）を取り扱った労働者に膀胱がんが多発した事件に関連して、2020年12月に厚生労働省が「芳香族アミン取扱事業所で発生した膀胱がんの業務上外に関する検討会の報告書」（以下、報告書）をまとめて公表したのを受けて、今年1月、全国労働安全衛生センター連絡会議（全国安全センター）では、厚生労働省と静岡労働局に申し入れを行った（本誌2021年1月号）。MOCAを取り扱い膀胱がんを発症した労働者に、労災請求できることを周知すること、MOCAによる膀胱がんを職業病リストに追加し、健康管理手帳の対象とすることを要請した。また、検討会でMOCAによる膀胱がんの労災請求事案について業務上外の判断がされたが、事案の概要や結果について、詳細は公表されておらず、それについても公表するように要請した。しかしながら、厚生労働省は公表するつもりは

ないとして、応じなかった。

突然のHP掲載

その後も、この件で全国安全センターと協力してきた熊谷信二氏（元産業医科大学教授）が厚労省担当者に問い合わせを続け、この6月になって厚労省のHP上にMOCAの認定事例について資料を掲載したことがわかった（次ページ表）。

「MOCAによる膀胱がんの労災認定事例」という表で、厚労省のHPの「労災補償」の「MOCAを取り扱う作業に従事していた労働者の皆様へ」とタイトルのついたページに関係資料として掲載された。

それによると、埼玉労働局の管轄で2件、静岡労働局で2件、合計4件が今年1月に認定されていた。表は今年4月末時点とさ



イハラケミカル工業（テレビ静岡より）

MOCAによる膀胱がんの労災認定事例

令和3年4月末時点

管轄労働局	性別	MOCA取扱期間	膀胱がんの発症年月	膀胱がん発症時の年齢	MOCAのばく露開始から膀胱がん発症までの潜伏期間	認定年月	作業内容
埼玉	男性	約14年間	平成29年7月	60歳代	約41年間	令和3年1月	MOCAを含有する原材料から製品を製造する作業
	男性	約5年間	平成29年6月	60歳代	約40年間	令和3年1月	MOCAを含有する原材料から製品を製造する作業
静岡	男性	約5年間	平成28年8月	60歳代	約45年間	令和3年1月	MOCAの製造作業
	男性	約4年間	平成5年4月	40歳代	約21年間	令和3年1月	MOCAの製造作業

れている。

埼玉の2人は作業内容として「MOCAを含有する原材料から製品を製造する作業」となっており、MOCAを含むウレタン樹脂の硬化剤の製造、もしくはその硬化剤を用いてウレタン樹脂を製造している工場の労働者と推測される。

一方、静岡の2人はどちらも作業内容が「MOCAの製造作業」となっている。化学工業日報社が発行する化学商品の案内本によると、1973年から2018年までの間MOCAの製造・販売業者はイハラケミカル工業（現クミアイ化学工業）、和歌山精化工業、DIC、三井東圧の四社であり、静岡の2人は、膀胱がんの多発したクミアイ化学工業つまり旧イハラケミカル工業株式会社の労働者と思われる（ただし、クミアイ化学工業は2003年以降は販売のみで製造はしていない）。

静岡局で5件の労災請求

さらに詳しい情報を得るため、全国安全センターでは、熊谷氏、名古屋労災職業病

研究会の成田博厚氏、関西労働者安全センター田島陽子の3人で静岡労働局を訪問した。

労働局では労災補償課監察官2人が対応した。労働局によると、1月に労災認定された2件を含め、静岡労働局管轄で5件の労災請求があり、残り3件は調査中ということだった。

また、3月11日付けで、厚労省から各都道府県労働局に対して、MOCAに関する労災請求や相談があった場合、適切に対応するようにという通達が出されたとのことで、その通達文も入手できた。

厚労省は、報告書の公表に伴い、現在または過去にMOCAを取り扱った全国の529事業所に対して、労災手続の周知を行った。事業主宛の労災認定についての説明文やMOCAによる健康障害防止対策についての文書、また従事した労働者と家族宛に膀胱がんを発症した場合労災補償が支給される場合があるとの文書も添付されていた。静岡については23事業所に案内が送られたということだった。

厚労省が労災請求の勧奨を通達した3月

以降、静岡労働局管轄内では2～3件の相談はあったものの、労災請求にはいたっていなかった。

厚労省は2018年10月時点で、全国の7事業所で17人のMOCAによる膀胱がん患者を把握し、2019年1月までに7人が労災請求した。17人のうち9人がイハラケミカル工業の労働者と推測されたが、今回の情報によると、その中で労災請求に至ったのは労災認定された2人を含め4～5人ということが分かった。半数ほどしか労災請求していないことになる。

静岡労働局訪問後、静岡県庁で記者会見を行い、静岡で初の労災認定があったこと、2020年12月23日から労災請求権の時効が進行していることを周知するため、協力を求めた。また記者会見の翌日、名古屋労災職業病研究会で相談ホットラインを実施した。膀胱がんを発症した2人の労働者から仕事と関係があるか、という相談があった。

時効について通達を発出

1月の厚労省への要請の際、加えて過去に膀胱がんを発症した労働者が時効で労災請求件を時効で失うことがないように、時効についても周知徹底を求め、また同じくオルト・トルイジンによる膀胱がんおよびアクリル酸系高分子化合物（アクリル酸系ポリマー）による呼吸器疾患についての時効についても、周知を求めたところ、今年2月17日付けで、MOCA、オルト・トルイジンおよびアクリル酸系ポリマーについ

ても消滅時効についての通達を発出していたことが分かった。

それぞれ、MOCAによる膀胱がんについては報告書の公表された2020年12月22日、オルト・トルイジンによる膀胱がんについては2016年12月21日、アクリル酸系ポリマーによる呼吸器疾患については、2019年4月19日までは消滅時効が進行していないとの内容だ。

被災者からしたら請求権が消滅することは重大な問題であるが、「クボタショック」によってアスベスト疾患が広く知られることになったように、なにか注目される事件でもない限り、気づいていない被災者へ情報を届けるのは困難である。事件が起きるたびに時効の適用について通達を出すのではなく、職業がんや新たな職業性疾患については、時効適用を原則行わない取り扱いを法律や行政通達で明示するべきである。

胆管がん事件や今回の膀胱がんのように、がんが多発してから気づくのではなく、これらを教訓に予防することのできる化学物質の安全衛生対策が重要であろう。

あとは、厚労省は1日も早くMOCAによる膀胱がんを労災職業病リストへの掲載し、健康管理手帳の対象とすることを望む。



建設アスベスト訴訟、原告と基本合意 「建設アスベスト給付金法」が成立

2021年5月17日、建設業に従事し、建材から発生したアスベスト粉じんによるばく露したことで中皮腫やじん肺に罹患した方々の健康被害に対する賠償を求めた訴訟について、最高裁判所から国と建材メーカーに責任を認める判決が言い渡された。

これを受け、翌日には総理大臣が原告や弁護団と面会し、「長きにわたるご負担や苦しみ、最愛のご家族を失った悲しみについて、察するにあまりあり、言葉もない。内閣総理大臣として責任を痛感し、真摯に反省して、政府を代表して皆さんに心よりお詫びを申し上げる」と謝罪した。

さらにその日のうちに、原告と弁護団らは、与党建設アスベスト対策プロジェクトチームの立ち合いの下、厚生労働大臣と「基本合意書」を交わした。

「基本合意書」とは

厚生労働省のウェブサイトで、合意書の本文と、厚生労働大臣の談話が読めるようになっている。はじめに大臣談話を見ると、以下のように書かれていた。「建設アスベスト訴訟については、これまで、『与党建設アスベスト対策プロジェクトチーム』において、原告団・弁護団の方々のお話を

伺いながら、解決に向けて協議が重ねられ、昨日、取りまとめが行われました。また、菅総理から、和解に向けた基本合意を、早急に締結する方針が示されました。」

すなわち、国は、建設業におけるアスベスト健康被害に対する国の責任は免れないと明らかになった時点から早期解決のために向けて原告らと話し合いを進め、最高裁判決直後に現在係争中の他の原告らのために和解を進める合意に至ったのである。「わしらはまだ本人尋問があるらしいで。解決はまだまだ先やろうな」と言っていた大阪2陣原告であったが、国との関係に限って言えば解決が目前に迫っている。

和解の条件は、国の責任期間と呼ばれる期間中に特定の作業にてアスベスト粉じんによるばく露し、一定の石綿関連疾患に罹患したことが確認されることとなっている。具



体的に言うと、まず国の責任期間と作業内容については、

- ・屋内建設作業（屋内吹付作業も含む）に従事した者にあつては、昭和50年（1975年）10月1日から平成16年（2004年）9月30日までの間
 - ・吹付作業に従事した者にあつては、昭和47年（1972年）10月1日から昭和50年（1975年）9月30日までの間
- となっており、基本的には屋内作業で昭和50年10月1日～平成16年9月30日までの期間にアスベスト粉じんにはく露したということだが、吹付作業に限ってはもう少し早く、昭和47年10月1日以降の作業である。

次に一定の石綿関連疾患とは、

- ・石綿肺
- ・中皮腫
- ・肺がん
- ・びまん性胸膜肥厚
- ・良性石綿胸水

で、それぞれの賠償額も下の表とおりに記載されている。

もっとも、この合意で述べられているこ

とは最高裁判決の2021年5月17日以前に提訴されている同種の裁判の原告についてのみの原告に対する和解である。基本合意書の別紙に「訴訟事件目録」が付いていて、北海道から九州までの40件の訴訟リストが挙げられている。

これで裁判を提起した多くの原告について、その苦勞が報われることになるが、基本合意書の定める補償の範囲は訴訟を提起した人に限定していない。再び大臣談話に戻ると、「また、すでに石綿関連疾患を発症し、あるいは将来発症する方々も、多数いらっしゃるものと認識しております。こうした方々に対する給付制度の実現のため、与党における法案化に、最大限協力してまいります」と述べられている。これに関して合意書本文においては、「令和3年（2021年）5月17日時点で未提訴の被害者に対する補償」という項目を設け、現在係争中の原告だけではなく、上述の条件にあてはまる方についても補償できる制度を設けるよう法律を制定するよう国が協力すると約している。

1	石綿肺管理2でじん肺法所定の合併症のない者	550万円
2	石綿肺管理2でじん肺法所定の合併症のある者	700万円
3	石綿肺管理3でじん肺法所定の合併症のない者	800万円
4	石綿肺管理3でじん肺法所定の合併症のある者	950万円
5	石綿肺管理4、中皮腫、肺がん、著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚、良性石綿胸水のある者	1,150万円
6	上記1及び3により死亡した者	1,200万円
7	上記2、4及び5により死亡した者	1,300万円

※肺がんで喫煙歴のある方は10%減額。そのほかにも減額規程あり

「建設アスベスト給付金法」の成立

そして成立した法律が「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」、建設アスベスト給付金法である。5月18日の合意書を受けて、約半月で法律が成立し、具体的に被害者への賠償制度が確立した。これによって被害者やその家族は、国への賠償請求のためにわざわざ訴訟を提起しなくてもよくなったのである。ただし、法律は制定されたものの、施行は「交付後1年内で政令で定める日」となっており、これから細かい規則など決めなくてはならない。現時点で22条からなるこの法律から分かることは、

- ・給付額は基本合意書のとおりである。
- ・遺族に対する給付金の支給対象者は、配偶者（内縁含む）、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であり、受給資格順位もこの通りである。
- ・該当する被害者に自動的に支払われるものではなく、本人あるいは上記遺族が請求し、特定石綿被害建設業務労働者等認定審査会の審査を経て厚生労働大臣が認定を行う。
- ・疾病の診断を受けたときや死亡したとき、管理区分決定を受けた日から起算して20年を経過した事案については支給しない。

ということである。

認定審査会がどのような組織になるのか条文には記載されていないが、厚生労働省設置法6条2項に根拠がおかれているた

め、同項に列記されている「旧優生保護法一時金認定審査会」や「ハンセン病元患者家族補償認定審査会」と同じように考えると、1か月に1度非常勤の認定委員が5名程度集まり、担当部局が事案を紹介しながら1件ずつ「認定・不認定」の審査をしていくものであると予想される。そうなると石綿関連疾患を抱えて業務上疾患として認められている、というだけでは支給の対象にはならないかもしれない。なぜなら、支給対象となる作業は屋内作業であるが、労災請求時には労働基準監督署も、被災者の職業について建設業であることが確認できて、石綿ばく露が一定程度推認できれば業務上災害として認定することもできるためである。また、被災者救済の観点から早期決定を追及しているために、被災者の作業が屋内であるか屋外であるかなどそれほど注意して調査が行われることがないかもしれない。その結果、屋内作業であることが明らかではないとして不支給の決定が下されるおそれがある。逆に請求さえあれば、屋内で作業を一切行っていないという積極的な証拠がない限り、もれなく支給するという方針があれば良いのだが、そのような方向で制度が構築される保証はない。

信頼のできる弁護士を頼ろう

名前と振込先を記入すればよいだけではなく、屋内作業証明が必要ということで、どうやら難しそうな手続きだ、となってくると、この法律に基づいて請求する際に、弁護士に依頼する被災者や遺族も出てくる

かもしれない。とりわけ遺族については、父親や夫が大工をしていたことを知っている、どの現場でどのような作業をしていたかというようなことまで詳しくないことが常である。

とはいえ、弁護士であっても故人の知り合いでもない限り証明まではできない。また、国からの賠償制度が確立しても、同様に健康被害に対して責任を負うべき建材メーカーからの補償について何ら枠組みが定まったわけではない。これについて大阪2陣原告のひとり、**「元気な体で、仕事をして、家庭を築き、子供の成長を見守りながら、日々喜びを感じて生きてきた**

かった。そのような普通の生活がしたかったのです。石綿粉じんにはばく露してきた28年ほどの過去をどうにかしてリセットできないかと考えることもあります。原告で亡くなっていった方のことを思うと切なくなり、このような切実な問題を、国や被告企業には謝罪をしてもらい、救済基金制度を設立するという形で誠意を示してもらいたいです」と言っている。被災者に対して正当な補償が行われるためにも、今後も法廷などで闘いは続いていくのであるから、頼るべきはアスベスト訴訟の経験が豊富で、建設現場のあらゆる作業にまで通じた弁護団である。

「余命」1年と告げられ18年後の今を生きる「中皮腫」患者の闘病記録

栗田 英司 著

- 「中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会」会員
- 「日本肺がん学会」ガイドライン検討委員会胸膜中皮腫小委員会委員

「中皮腫サポートキャラバン隊」として、日本全国のアスベスト疾患患者のピアサポート活動に邁進する栗田英司氏。

33歳の時に「上皮型悪性腹膜中皮腫」との診断を受け、余命1年と宣告されたにもかかわらず、その後18年を今も前向きに生き続ける。中皮腫の診断イコール余命1年や2年などという症例が多いなか、「希望の星」と称えられる著者、渾身の闘病記です。くわえて、著者以外の、長期生存や元気に生活する6人の中皮腫患者へのインタビューもあわせて掲載。病と向き合い、闘うためのヒントを多く得ることのできる、貴重な書です。

【お問い合わせ】

関西労働者安全センター

TEL:06-6476-8220 FAX:06-6476-8229

mail to:koshc2000@yahoo.co.jp

「余命」1年と告げられ18年後の今を生きる
「中皮腫」患者の闘病の記録

もはや これまで

〈付〉聞き書き6人の患者の場合

栗田 英司

生きるとは？ 死ぬとは？ 中皮腫でお悩みの方、
がんでお悩みの方、さまざまな病気に直面し
お悩みの方、ぜひ手にとってみてください。
この本には「希望」があります——。

SEIKOSHA

■出版社：星湖舎

<http://sksp.biz/index.html>

■体裁：四六判、本文184頁、ソフトカバー

■定価：本体1500円＋税

ISBN978-4-86372-097-8 C0095

死ぬまで元気です

Vol.37 右田 孝雄



皆さま、お元気ですか？私は最近調子を崩して、ようやく持ち直したところです。と言いますのも、現在私は抗がん剤のアリムタ単剤を3週間に一度の割合で投薬しています。先日、そろそろ抗がん剤の副作用が抜けるであろうと思っていたのですが、悪心（胸が気持ち悪いこと）がなかなか抜けず、倦怠感が日に日に増して、夜になると37.5度くらいの発熱がありました。ひょっとしたら新型コロナウイルスに感染したんじゃないかと思ったんですが、朝になると平熱に下がっているんです。それが二日続いて、悪心も倦怠感もあったので、かかりつけの病院へ連絡を入れて受診したんです。その日主治医は休みで、代わりの医師に診てもらったんですが、CTを見ても血液検査を見ても原因が分からず、消化器内科に回されて挙句にまたCT撮ってもらいましたが、結局原因不明で疲れているのでは？ということで薬すらもらえず帰宅しました。そして、その日の夜、また熱が上がって来たんですが、ふと思い出したんです。以前もこんなことがあったことを。

オプジーボ13回目を投薬して数日後、東京へ所用で新幹線で向かっていた時、急

に夜吐き気を催し、トイレで嘔吐したんです。当時は食あたりかと思っていましたが、その後倦怠感が襲い掛かってくるし、夜になると発熱が数日続きました。あまりの異変に主治医に連絡して、病院へ駆け込んだんです。血液検査、レントゲンやCTを撮って調べて、その時も主治医から「疲れているのと違うかな」と言われました。そして何気に測った血圧を見て主治医の顔色が変わりました。すぐに看護師に「まださっきの血液検査のサンプル残っているか？」と慌ただしく調べ出し、しばらく経って出た結果は「副腎機能の低下」でした。

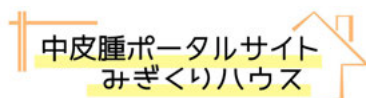
「副腎機能の低下」とはオプジーボの副作用のひとつで、下垂体を誤って攻撃し、副腎へホルモンを送る機能が制御されてホルモンを送ることができなくなるんです。副腎にホルモンが届かないと、血圧が異常に下がり、放っておくと死に至らしめることもあると調べたら書いてました。

そのことを思い出して、主治医のいる日に連絡してそのことを伝えて、病院へ行きました。調べると案の定、その数値が下がっていました。再度、またその数値を上げるためのステロイドを処方してもらいました。それから少しずつ回復して、今よう

やく普通に動けるようになりました。

皆さん、私はオプジーボを中止してもう一年以上になります。しかし、今回のように副作用が再発することとなってしまいま

した。オプジーボの副作用で一度壊した機能は一度治してもまた再発する恐れがあるのでお気を付けください。



<https://asbesto.jp/>



中皮腫患者による、中皮腫患者のための情報発信、交流の場！！

お問い合わせは、**0120-310-279** 中皮腫サポートキャラバン隊

ルポ東尋坊

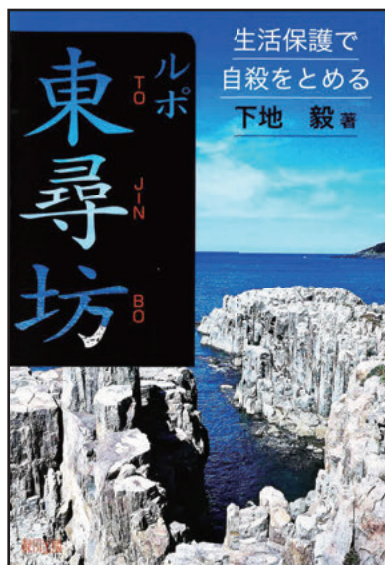
生活保護で自殺をとめる

下地 毅 著

東尋坊の断崖をさまよひ、眼下の海をのぞいて立ちすくみ、身を投げ出そうとする自殺企図者……そうした人を見つけるや体を張って止めに入る「NGO 月光仮面」。断崖の自殺防止パトロールだけではなく、命以外のすべてを失っている人に、生活保護の申請を援助し、住む場所と日々の食事を用意し、自立を促す「NGO 月光仮面」の活動。

「NGO 月光仮面」は、生活保護申請を様々な手口で受け付けない行政と年間1万人を超える人間を自殺に追いやる冷酷な日本国に立ち向かう！(2021.1)

緑風出版／四六判上製／328頁／2400円



すすむ特別加入業種の拡大がもたらすもの 特別加入者で複数事業労働者という選択肢

今回の拡大は 自転車配達員とITフリーランス

労災保険制度に関する政府の審議機関である、労働政策審議会労働条件分科会の労災保険部会は、働き方改革の方針に基づいて、昨年には複数事業労働者の保険給付について改正を行ったほか、特別加入制度対象業種拡大や制度改正の議論を加速させてきた。

昨年の夏には、HP上で拡大へ向けての意見募集を行ったうえで、かねてからの要請もあった芸能従事者、アニメーターを特定業務従事者として、柔道整復師を一人親方等の業種として認めることとした。また、昨年3月に労災保険法の改正とともに成立した、高年齢者雇用安定法改正により、新たに設けられた65～70歳の雇用によらない就業形態である創業支援等措置についても特別加入可能な業種として設定することにした。この4業種及び作業については、今年4月1日より特別加入が可能となったことについては、本誌でも取り上げてきたところだ（本誌2021年3月号参照）。

その後も労政審労災保険部会は、拡大業種についての審議を継続し、5月14日には、フードデリバリーサービスの自転車配

達員、ITフリーランス（情報サービス業）について取り上げ、業界団体からのヒアリングを行った。

6月18日の同部会では、この2つの業務を第2種特別加入に追加することについて、おおむね妥当と厚生労働大臣に答申し、拡大が決定した。2つの業務は、労災保険法施行規則で正式には、次のとおり表記されることになる。

「原動機付自転車又は自転車を使用して行う貨物の運送の事業」（一人親方等が行う事業として労災則第46条の17の第1号に追加）

「情報処理システム（ネットワークシステム、データベースシステム及びエンベデッドシステムを含む。）の設計、開発（プロジェクト管理を含む。）、管理、監査若しくはセキュリティ管理その他情報処理システムに係る業務の一体的な企画又はソフトウェア若しくはウェブページ的设计、開発（プロジェクト管理を含む。）、管理、監査、セキュリティ管理若しくはデザインその他ソフトウェア若しくはウェブページに係る業務の一体的な企画その他の情報処理に係る作業であって、厚生労働省労働基準局長が定めるもの」（特定作業従事者として労災則第46条の18に新たに追加）

この省令改正の公布日は7月中旬、施行

は9月1日が予定されている。

以下、フードデリバリーサービス配達員の特別加入に焦点を絞り、今回の改正の背景と、これからの運用の問題点などについて考えてみたい。

自由な働き方は 個人事業者なので労災保険はない

Uber で配達する
ご都合に合わせて働き、
収入を得ることができます

スマホやパソコンで注文すると、自宅に欲しい食べ物を届けてくれる、いわゆるフードデリバリーサービスで、急成長しているウーバーイーツの配達員募集ページのトップに出てくるフレーズだ。

登録要件として、自転車、原付バイク（125cc 以下）、軽自動車やバイク（125cc 超）、それぞれの必要物が記されていて、その下には「Uber Eats 配達パートナーのメリット」が続く。

最初にくるのは・・・

自由な働き方

Uber Eats の仕事はシフトがありません。1時間だけでも、土日だけでも、空き時間に配達することが可能です。個人事業主なので、働く時間やスケジュールを決めるのは自分自身。

自分自身で都合に合わせて働き、報酬を得ることができる。自転車とスマホが用意

できたら始めることができる。

新型コロナウイルス感染症対策で飲食店は休業続きというさなかで、フードデリバリーの需要が急速に伸びていて、都市部でさえあれば仕事がどんどん増えていて、他社も含めて、いまや地方都市でもこの業態が広がるという状況だ。しかし、この理想的ともいえる働き方について、前提ははっきり示されている。ウーバーイーツの募集ページで、明確に謳っている、「個人事業主」である事実である。

個人事業主だから決めるのは自分自身であって、労働基準関係法令の保護対象とはならない。スマホにダウンロードしたアプリをオンにしたら、配達の仕事が入り、もう止めようと思えばオフにすればよい。トコトン稼ごうと延々と仕事を続けても、労働基準法の適用はないから、制限もない。

そして配達中に大けがをしても、労働者ではないので労災保険の適用はない。他の労働条件はともかくとして、車両を使っての配達の仕事で、事故はつきものなのに、補償制度といえば、せいぜい会社が斡旋する民間保険会社の傷害保険程度のことだ。これではいけないということになる。

災害補償制度はなかった 自転車配達員9万人

労災保険は、労働者以外であっても、その業務の実情、災害の発生状況などからみて、特に労働者に準じて保護することが適当であると認められる場合には、特別に任意で加入する特別加入制度を設けている。

この特別加入には、労働者を雇用して自らも働く中小事業主（第1種）、労働者を雇わず働く一人親方その他の自営業者と特定作業従事者（第2種）、それに労災保険法が適用されない海外で働く海外派遣者（第3種）がある。

個人事業主は第2種ということになるが、業種や作業の種類が特定されている。使用され賃金を支払われる労働者と異なり、個人事業主は、業務の範囲を特定しなければ、どこまでを業務災害とするか明確にできないからである。

フードデリバリーサービス配達員の作業内容をみると、現行の特別加入対象業務では、「自動車を使用して行う旅客又は貨物の運送の事業」（労働者災害補償保険法施行規則第46条の17第1号）に近いといえる。もともとこの業務は、個人タクシー運転手やトラックで貨物運送を営む事業者のことを指していたが、徐々に範囲は拡大され、「原動機付自転車を使用して行う貨物運送事業（他人の需要に応じて、有償で、貨物を運送する事業）を行う者」も含まれるようになっていく。

一方、フードデリバリーサービスの業界は、新型コロナウイルス感染症拡大のさなかで、拡大の一途をたどり、配達員の数は15万7千人とされる（一般社団法人プロフェッショナル&パラレルキャリア・フリーランス協会の調査による）。一般社団法人日本フードデリバリーサービス協会が労政審労災保険部会のヒアリングで提出した資料によると、そのうち約70%が自転車利用と仮定し、自転車による配達員は、

約9万人と推計している。

これまでの特別加入で認められてきたのはバイクまでであったので、すでに9万人の配達員が、労災保険に任意に加入するすが全くなかったということだ。

労災保険には入れるが 個人に課せられる保険料負担

さて、この新たな特別加入の業種追加でどんな問題があるだろうか。

ひとつは保険料負担の問題がある。今回の省令改正で、新たな追加業種となる「原動機付自転車又は自転車を使用して行う貨物の運送の事業」は、既存の「自動車を利用して…事業」と同じ1000分の12とした。

具体的な保険料を考えると、給付基礎月額1万円で加入すると1年間の算定基礎額は365万円となるので、これに1000分の12をかけると、年間の労災保険料は43,800円ということになる。これに特別加入団体の会費が安くみても月500円、年間6000円とすると、縮めて約5万円ということになる。もちろんこれで労災保険制度のあらゆる給付が適用されることになるのだが、配達員自身が個人事業者としてこの5万円を負担するためには、一定の覚悟が必要ということにならないだろうか。

配達員の仕事を生業として、少なくともここ1年は継続するという覚悟であったり、一つの登録会社では仕事量が確保できない場合やその他の理由で、複数の会社と登録するなどの対策をとったうえでの加入

でなければ、負担感が大きすぎるということになりかねないだろう。

会社が配達員の労災保険加入を前提として、保険料負担分を安全経費として追加支給するという考え方もあるかもしれない。しかし、配達員の仕事量は配達員ごとにマチマチだというのがこの自由な働き方の前提であるはず。なかなか難しいと言わざるを得ないのだ。

まったく検討されていない 働き方のバリエーション

また、配達員の働き方が様々であるうちで、他の仕事を本業として就業していて、それでは足りない部分を補うために空き時間を利用して人があるだろう。この場合、本業での仕事が雇用による就業であるか、その仕事自体について特別加入をしている場合には、労災保険法上の複数事業労働者にあたることとなる。

こうした場合の配達員としての給付基礎日額は、本業での給付基礎日額や配達員としての収入を勘案したうえで設定することになる。また、配達員の働き方の性質上、複数事業労働者はむしろ普通のことになるかもしれない。本業の収入にもよるが、もし配達員の仕事に割く時間が限定的であるときは、給付基礎日額を最低の3,500円に設定することになる。そうすると年間の算定基礎額は1,277,500円となり、保険料は年間15,330円。特別加入団体会費を含んでも、月あたり保険料負担は2,000円程度ということになるだろう。

いずれにしろ、フードデリバリーサービスの配達員の特別加入を扱うことになる特別加入団体は、そのニーズに合わせた過不足のない加入設定と保険料等徴収の方法をとる必要があるだろう。

業界13社の参加で、今年2月に設立された日本フードデリバリーサービス協会は、ヒアリング提出資料で、協会により特別加入団体を設立し、配達員に加入を推奨するとしている。

ところが資料に記載されている「特別加入対象化のメリット」としてあげられているのは、補償範囲の拡大と既存の民間保険以外の選択肢という程度になってしまっている。おそらく、フードデリバリーサービス配達員の特有の働き方を前提とした検討がされた気配はみられないし、また保険料負担の在り方という問題についても検討されていないようだ。

今後、特別加入団体設立という場面になり、具体的な加入の促進という段階になったときには、問題点が噴出することになるだろう。

設立される特別加入団体は 配達員側の要望をとりいれるべき

ところで、フードデリバリーサービスの業界で、すでに労働組合を結成し、労働条件の改善へ向けて取り組みを進めている動きがある。ウーバーイーツユニオンの活動である。

同ユニオンは、昨年8月に「労災保険制度の見直しに関する要望書」を提出し、特

別加入によるのではなく、労災保険の強制適用範囲を拡大することを求めている。具体的には「労務を提供し、その対価を得ている者」という表現を提案するなど意欲的なものといえるだろう。

たしかに、「勤労の権利は法律で定める」としながら、労働基準法は「労働者」しか対象とせず、これに基づく労災保険法も例外として労働者以外を保護する特別加入制度があるだけだ。そして、労働基準法や労働安全衛生法が適用されない労働者以外の勤労者の団体である、第2種特別加入のための「特別加入団体」は、そのために一つだけ条件を負わせている。それは、業務災害の防止に関し「講ずべき措置及びこれらの者が守るべき事項を定めなければならない」（労災則第46条の23第2項）という条文だ。

労働者以外の勤労者の業務災害について、何か別の体系的な規定があるわけではない。だから特別加入者には、申し訳程度に団体で規定を定めるなど、最低限の努力をしてくださいねということになっているだけなのだ。

農業従事者は兼業農家も含めて200万人にすぎないのに年間約300人の農作業死亡事故があり、建設業の一人親方等の業務災害死亡は年間約100人だ。すべての労働者の死亡は2020年で802人だというのに、労働者以外の災害対策はほとんど無いといってよい。

その意味では配達員に限らず、労働者以外の勤労者の災害防止対策こそが問題になっているといってよい。ただ、労災保険

の適用となると、個人事業者を一律に強制適用とするには業務の範囲と保険料負担という大きな壁があるといってよいだろう。

むしろ、第2種特別加入の場合、その運用をいかに進めるかが鍵となる面があるのではないだろうか。特別加入のためには、該当者が一定数集まって特別加入団体を設立し、加入を申請するというのが第2種特別加入制度の仕組みだ。業界団体でなければ作ってはいけないというのではない。それよりも、配達員の働き方のバリエーションや要望に近いところで制度を活用するという方法が相応しい場合がありはしないだろうか。

たとえば制度上の問題でいうと、給付基礎日額の設定がある。現行の制度では、最高が25,000円、最低が3,500円となっている。しかし、複数事業労働者の給付基礎日額が合算されるという改正により、例えば週のうち数時間のみの仕事での特別加入も現実的になっている。最低が3,500円というのも、こうした働き方のバリエーションという観点からみると、高額すぎるともいえる。

特別加入団体の運営を通して、制度上の問題点を顕在化させ、より安心して働き続けることができる社会へと近づける取り組みを進めることができる。

労働組合をはじめとして働く人たちのさらなる取り組みが注目されるところだ。

韓国からの ニュース

■大統領「墜落死など、後進的な産災に心が痛む」／プロジェクトチームの構成を指示

文在寅大統領が産業災害縮小のための汎政府プロジェクトチームの構成と強い対策を、アン・ギョンドク雇用労働部長官に指示した。

大統領は大統領選挙の頃には1000人近かった年間産災事故の死亡者を、任期最後の年の2022年には505人にまで減らすと公約している。しかし、昨年882人が亡くなり、目標達成は難しくなった。

大統領の発言は、先月22日に平澤港でコンテナに敷かれて亡くなったイ・ソノさん(23)、8日に現代重工蔚山造船所で墜落死したチャン某さん(40)と現代製鉄唐津製鉄所で機械に挟まれて亡くなったキム某さん(44)など、産災死亡事故が続く状況を念頭に置いたと見られる。公約は守れなくても、残った1年の任期の間に、死亡事故だけは最大限減らすという意志の表現と解釈される。

大統領の指示によって、労働部を中心に汎政府PTが構成されると見られる。労働部が早ければ今月末に立法予告する予定の重大災害処罰法施行令案が、政府の産災事故縮小の意志を試すリトマス試験紙になるという観測も出ている。財界は施行令に「安全保健責任者を置けば、代表理事には責任を問わない」という内容を入れるように主張する。これに労働部の関係者は、「法が委任していない部分を施行令で任意に定めることはできない。」「関係部署と、立法趣旨、実行の可能性などを考慮して、合理的な方向で施行令案を準備

している」と明らかにした。2021年5月11日 京郷新聞 イ・ジュヨン記者

■非喫煙者で油料理を14年、給食調理士が肺がんで産災申請

換気が不十分な学校の給食室で14年間油料理をして、肺がんに罹った調理士が産業災害を申請した。2018年に肺がんで死亡した学校給食調理士が2月に産災を認められた後、給食調理士が肺がんで産災を申請するのは、今回が二度目だ。

2006年から2020年までの14年間、城南市のある高等学校の給食室で働いた調理士のイ・某さん(48)が、3日に勤労福祉公団・城南支社に産災を申請した。イさんは調理士として働く前は事務職として働き、喫煙経歴も全くなかったのに、昨年6月に肺がん4期と判定された。

ソン・イクチャン弁護士は、「学校調理士の証言によれば、学校の換気状態は良くなく、空調機も不十分だった。」「今からでも、教育部と市・道教育庁が、全国の学校給食室の換気の実態を全数調査して施設の補修しなければ、別の被害者を予防できない」と指摘した。更に「肺がんの潜伏期を考慮して、給食室に一定期間以上働いて、現在肺がんで治療受けている人がいれば、産災の申請が可能だと教えるべきだ」と話した。2021年5月11日 ハンギョレ新聞 シン・ダウン記者

■安全保健公団の速報から消えたウォーターパーク死亡事故

安全保健公団のホームページには、産災死亡事故速報掲示板がある。同様の災害の発生を防ぐために、事故のニュースをいち早く伝えるのが目的だ。ところが、12日に発生した金海ロッテウォーターパークの死亡事故

が、13日午前の産災死亡事故速報欄に掲示されたのに、当日の午後には削除されるということが起こった。

民主労総・慶南本部によれば、亡くなったキム・某さん(36)は、事故当日の午前、野外の波のプールの底の異物を除去する清掃作業中に事故に遭った。キムさんは、事故の直後に近くの病院に移送されたが、12時頃に息を引きとった。警察はキムさんの解剖検査を行って、死因を分析中だ。

公団は事故の次の日の13日午前に、死亡事故速報欄に企業名を明示せず、事故の場所・時間と「ウォーターパークの水中清掃作業中に溺死した」と知らせた。ウォーターパークを運営するロッテワールドが、「警察が捜査中なのに『溺死』という表現が断定的」という趣旨で問題を提起して措置を要求し、公団はこれをそのまま受け容れて、死亡の報告をすべて消してしまった。

慶南本部と馬山巨済産災追放運動本部、蔚山産災追放運動連合、韓国労働安全保健研究所は17日に記者会見を行い、「ロッテウォーターパークが、事故原因が明確に確認されていないと主張する理由は、死亡原因を産業災害ではなく、労働者個人の死として片付けようとするもの」で、「事業主の責任回避が目的なのは明確なのに、公団が使用者の立場に同調して、死亡事故速報を削除したことは理解できない」と批判した。公団はこの日の午後4時頃「溺死」を「死亡」と修正して、死亡事故速報を再び掲載した。2021年5月18日 毎日労働ニュース キム・ミョン記者

■白血病で死亡した「北極航路」乗務員、死亡1年後に産災認定

宇宙放射線が多い北極航路を飛行する業務を担当して白血病に罹った航空会社の乗務員



白血病と診断された乗務員Kさんの疾病が、乗務員が死亡して1年が過ぎて産業災害と認定された。航空会社で放射線被曝が産災と認定されたのは今回が初めてだ。

勤労福祉公団は21日、5年間白血病で闘病し、昨年5月に亡くなった大韓航空の乗務員のKさんの疾病に、業務関連性を認めたと明らかにした。公団は産災認定の理由として、「業務中に相当量の放射線にばく露した。」「放射線と疾病との因果関係が認められた」とした。2009年に大韓航空に入社したKさんは、乗務員として6年間、北極航路を飛行する業務を担当し、2015年に急性骨髄性白血病を発病した。Kさんは、2018年に産災を申請をしが、昨年5月、申請の結果を見ることなく亡くなった。

Kさんを代理したキム・スンヒョン労務士は、「疫学調査は長くかかるとはいうが、3年もかけなければならなかったのか、疑問だ。結局、Kさんは亡くなってから産災が認められた。」「乗務員の被曝問題に関して、政府が全数調査を始めなければならない」と話した。2021年5月21日 ハンギョレ新聞 パク・ジュンヨン記者

■職場内いじめに勤労基準法を適用、初めて「懲役刑」

職場内いじめの被害労働者に対する保護措置を正しく履行しなかった事業主が、一番の

裁判で、勤労基準法違反で懲役刑を宣告された。職場内の暴力事件を刑法で処罰した事例はあるが、勤労基準法を適用して懲役刑を宣告したのは今回が初めてだ。

陰城労働人権センターによれば、清州地方裁判所の忠州支院(刑事1部)は、勤基法違反で起訴された構内食堂の委託運営業者の代表理事のAさんに、懲役6月、執行猶予2年を宣告し、保護観察と120時間の社会奉仕も命じた。

陰城郡の病院の構内食堂で働く被害者のBさんは、2019年7月、管理者のCさんから様々ないじめにあった。Bさんなどいじめにあった同僚4人が、運営会社の管理理事(代表理事Aさんの配偶者)に訴えた後、事態はさらに悪化した。CさんはBさんらに暴言や性的な羞恥心を起こす汚い言葉を吐いた。

7月24日に、会社が加害者のCさんにけん責に当たる警告懲戒を行った。被害者は翌日は出勤せず、27日にセンターを通して会社の代表理事に職場内いじめを申告した。会社は申告した二日後の7月29日、無断欠勤を理由に被害者を退社させた。

会社の異常な行動はこれで終わらなかった。センターは8月20日に構内食堂の運営業者の前・現職労働者を対象に、職場内いじめの実態を調べる懇談会を開催し、30人余りが被害を訴えた。会社は懇談会の証言を録音して加害者のCさんに伝えた。加害者は録音を根拠に、Bさんを名誉毀損で告訴した。

8月27日に行われた人事委員会は、加害者に対するけん責懲戒を維持した。被害者には自主退社処理を撤回して無給休職に変更した。そして代表理事のAさんは、独断で被害者を他の事業場に配置転換した。Bさんは、9月に大田地方雇用労働庁・忠州支庁に、会社を職場内いじめを禁止した勤基法違反で告

訴した。この間に忠北地方労働委員会は同年11月にBさんの不当配転の救済申請を認める判定を行い、会社はこれを受け容れた。

忠州支庁から事件を移送された検察は、罰金200万ウォンの略式命令を出した。Aさんは罰金命令に従わず、2010年4月に裁判所に正式な裁判を請求した。Aさんは裁判の中で、被害者は復職し、被害は復旧されたと主張した。

裁判所は違った。検察の求刑より重い懲役刑を宣告した。裁判所は「被告人の勤労者に対する低いレベルの認識は、いつでもまた別の加害者を容認し、また別の多くの被害者を放置すること」とし、「再犯の予防のために、特別遵守事項を内容とする保護観察を賦課し、被告人に労働の意味を覚醒させるために社会奉仕を賦課する」とした。Aさんは一審裁判の結果が出た翌日、直ちに控訴した。

一方、労働人権センターは、代表理事Aさんを個人情報保護法違反で近く警察に告発する。2019年8月の懇談会を録音して加害者に伝える不法行為をした、というのが理由だ。現在、被害者のBさんは会社側と合意して別の事業場で働いている。加害者のCさんは2020年7月に職場内の金銭取り引きなどを理由に解雇され、懲戒手続きが正当でないとして復職したが、その後、自主的に退社した。2021年5月28日 毎日労働ニュース チェ・ジョンナム記者(翻訳:中村猛)



5月の新聞記事から

5/5 米労働省は、「ギグワーカー」について、労働者としての権利を後退させるトランプ前政権の規則を撤回すると発表した。トランプ前政権は1月初旬、ギグワーカーを独立した個人事業主と雇用主が見なしくなる規則を策定。最低賃金や残業代の他、健康保険や労災保険など幅広い制度で、これまで以上に不利な扱いをされる恐れがあった。政権交代を受けてバイデン政権が見直し、発効しないまま今月6日付で撤回する。

5/11 三星化学工業の福井工場で発がん性のある化学物質「オルトトルイジン」を扱い、がんを発症したのは同社が安全配慮義務に違反したためとして、従業員4人が計3630万円の賠償を求めた訴訟の判決で、福井地裁は、同社に計1155万円の賠償を命じた。健康被害を予見できたのに防止措置を怠ったと認定した。原告は福井県内に住む50～60代の従業員と元従業員。

スペイン政府は、インターネットを通じて食事などの宅配サービスを提供する企業に対し、配達員を従業員とすることを義務付ける政令を決定した。若者が個人事業主として働いていることが多く配達員の雇用上の権利を保障するのが目的。今回の政令は、スペインで「ライダー法」と呼ばれる。政府が既に主要労使団体と合意したことを踏まえ、議会の承認を省いて官報に掲載され、3カ月後に施行される。外国人労働者ら一部は、複数の企業の仕事を請け負って収入を増やすことができなくなると反対し、抗議デモを行った。欧州連合（EU）欧州委員会は今年、ギグワーカーに関するEUレベルの規則検討を視野に意見聴取を始めた。

5/13 福島第1原発事故の収束作業で被ばくし、がんを発症したとして札幌の男性が東京電力などに損害賠償を、国に労災不認定の取り消しを求めた裁判で、札幌地裁はいずれの訴えも棄却した。原告は札幌に住む63歳の男性で、男性は2011年に福島第1原発でがれきの撤去作業中の被ばくで3つのがんを発症したとして、東京電力などに対し損害賠償を、また、国に対し労災不認定の取り消しを求めていた。原告の男性は控訴する方針。

職場で新型コロナウイルスに感染する人が増え、2020年の労働災害の死傷者数が19年ぶりに13万人を超えた。厚生労働省は22年までに死傷者数を17年比で5%以上減らす目標を立てていた。20年に労災で4日以上休業したり、死亡したりした人の総数は13万1156人。前年よりも5545人増えた。昨年、新型コロナ感染の労災死傷者が6041人出た影響が大きい。

5/14 国の労災保険に、個人事業主が自ら保険料を払って「特別加入」できる制度について、厚生労働省は、飲食宅配代行業とITエンジニアも対象にする検討を始めた。審議会はこの日、飲食宅配代行業とフリーのITエンジニアの業界団体からヒアリングをした。労働組合ウーバーイーツユニオンの幹部は、特別加入ではなく、企業側が保険料を負担する形での適用拡大を求めている。

JA阿蘇（熊本県）の工場で長時間労働を強いられ2019年に自殺したとして労災認定を受けた男性（29）の父親が、同JAなどに約7500万円の損害賠償を求め訴えを熊本地裁阿蘇支部に起こした。男性は同県小国町のヨーグルト工場で仕込み作業などを担当した。同僚の退職で18年6月からは1人で仕込みを担当することになり、19年3月、自宅近くで命を絶った。菊池労働基準

監督署は同12月、発生前6カ月の月平均の時間外労働が88時間に上るなどとして、労災と認定した。

5/17 建設現場でアスベストを吸って被害を負った作業員や遺族ら計約500人が国と建材メーカーに賠償を求めた神奈川、東京、京都、大阪の4訴訟で、最高裁第一小法廷は、原告ほぼ勝訴とする判決を出した。(1)個人事業主である「一人親方」などに対する国の責任(2)被害に対するメーカーの責任、の2点を認めなかった一部の高裁判決を覆した。計約1200人が原告となっている全国33件の「建設アスベスト訴訟」で、最高裁の判決は初めて。

建設アスベスト訴訟原告団は、与党プロジェクトチーム（PT）がまとめた救済策に同意した。救済策は国が原告に最大1300万円の和解金を支払い、原告以外の被害者にも給付金を支給する基金を創設する内容。救済策は、最高裁判決を受け最終決定された。未提訴の人や、今後発症する被害者らが出て来ることも想定し、議員立法で基金を創設することも盛り込まれた。

労災認定をめぐって、勤務先の団体が労災認定の取り消しと損害賠償を求める訴訟を起こし、労災認定された職員側が反訴した。勤務先の団体は、中小企業向けの特定保険業等をおこなう一般財団法人「あんしん財団」（新宿区）。AさんとBさんは、いずれも正職員で休業中。2人は、未経験の営業職への配置転換や過大なノルマ、転居を伴う遠方への異動を強いられたことなどを理由に精神疾患を発症し、休職に至った。労基署は両者ともに労災認定した。財団はこれを不服として、2019年以降、AさんとBさんの労災認定取り消しをもとめ、国を相手取り、行政訴訟を起こした。さらに、今年3月1日には、2人と国に対して、それぞれ約460万円の損害賠償をもとめて東京地裁に提訴した。2人は財団が起こした2つの裁判が不当であるとして、計300万円の損害賠償をもとめる裁判（反訴）を東京地裁に起こした。

5/24 大分県職員だった男性が2018年、庁舎内で自殺したことをめぐり、地方公務員災害補償基金県支部が公務災害と認定した。遺族側は県に対し、損害賠償を求めて提訴する方針。亡くなったのは富松大貴さん（26）。基金は今月21日付の通知で、富松さんの発症前1カ月間の時間外労働を102時間と認定。業務上の困難に直面し、締め切りを過ぎる中で時間外や12日連続の勤務で「強度の精神的または肉体的負荷が生じた」とし、公務災害と認めた。

5/28 仙台市の医療法人「翠十字」でケアマネジャーとして勤務していた男性が2016年10月に自殺したのは、上司のパワハラでうつ病を発症したことが原因だと、仙台労基署が労災認定していた。遺族側は法人に損害賠償を求め訴えを仙台地裁に起こす方針。男性は16年3月ごろから上司からたびたび叱責され、6月にうつ病、重度ストレス障害などと診断され、退職後10月に行方が分からなくなり、11月に遺体で発見された。男性の妻は17年9月、仙台労基署に労災を申請。18年9月に不支給決定を受けた。宮城労働局に不支給の決定を取り消す審査を請求し、20年6月、労災の認定基準改定で「パワハラ」を付け加えたことから、宮城労働局は直後に仙台労基署の不支給決定取り消しを決めた。

腰痛予防に腰部保護ベルト-宇土博医師(広島労働安全衛生センター顧問)監修 ミドリ安全(株)製

らくようたい インナー&アウタータイプ

Super (スーパーリリーフ) **NEW!**
Relief インナータイプ



腹圧効果、骨盤補強効果で腰への負担を軽減。高い運動性と快適性。スーパーリリーフは、かさばらない肌着感覚のインナータイプで制菌効果・遠赤効果のある素材使用。

種類	型	色	サイズ	S	M	L	LL	LLL	
らくようたい	男	DR-1G	黒/白	ウエスト	72-80	80-88	88-96	96-104	104-112
	女	DR-1L	黒/白	ウエスト	56-64	64-72	72-80	80-88	-
Super Relief	兼用	Super Relief	グレー・ブル -(ツートン)	ウエスト	56-65	65-85	85-100	100-110	-
				骨盤回り	64-72	70-88	85-102	100-112	-

(頒価) 5,700円(送料別) ■種類、性別、色、サイズをご指定の上、ご注文ください。
■パンフレットあります。関西労働者安全センター-TEL.06-6943-1527 FAX.06-6942-0278迄

「関西労災職業病」定期購読のお願い

「関西労災職業病」は毎月1回の発行で頒価は下記の通りです。定期購読のお申込み・ご入金には郵便振替をご利用ください。労金口座をご利用の場合は、住所・氏名を別途電話、はがき等でお知らせください。

- 郵便振替口座 00960-7-315742 関西労働者安全センター
- 近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284 関西労働者安全センター

1部		200円
年間定期購読料(送料込み)	1部	3,000円
"	2部	4,800円
"	3部以上は、1部につき	2,400円増
会員購読料	安全センター会員(会費月1口1,000円以上)には	1部無料配布。2部以上は1部150円増

Culture & Communication

— 封筒・伝票からパッケージ・美術印刷 —



株式会社

国際印刷出版研究所

〒551-0002 大阪市大正区三軒家東3丁目11番34号
TEL.06 (6551) 6854 FAX.06 (6551) 1259